

公益財団法人山陽放送学術文化・スポーツ振興財団  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山陽放送学術文化・スポーツ振興財団（以下「本財団」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。  
2. 常勤役員には年額2,000,000円の範囲内で理事長が定める報酬を支給する。

(費用)

第4条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人山陽放送学術文化財団の設立の登記の日から施行する。